

議案第 35 号

米原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
米原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することにつ  
いて議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正  
に伴い、改正の必要を認めため、この案を提出するものである。

## 米原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

米原市消防団員等公務災害補償条例（平成17年米原市条例第157号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項の表1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項右欄中「0.91（第1級または第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の米原市消防団員等公務災害補償条例付則第5条第2項および第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金および休業補償ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金および同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

米原市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正後			現 行		
米原市消防団員等公務災害補償条例			米原市消防団員等公務災害補償条例		
目次 略			目次 略		
本則 略			本則 略		
付 則			付 則		
第1条～第4条の2 略			第1条～第4条の2 略		
(他の法律による給付との調整)			(他の法律による給付との調整)		
第5条 略			第5条 略		
<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>			<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		
1 傷病補償	1 障害厚生年金等	0.88	1 傷病補償	1 障害厚生年金等	0.86
年金（第18	略		年金（第18	略	

条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)		
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.92(第1級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.91)
略		
略		

3・4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

略		
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障がいについて障害基		0.88

条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)		
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91(第1級または第2級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.90)
略		
略		

3・4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

略		
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障がいについて障害基		0.86

礎年金が支給される場合を除く。)

略

6・7 略

第7条 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の米原市消防団員等公務災害補償条例付則第5条第2項および第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金および休業補償ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金および同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

礎年金が支給される場合を除く。)

略

6・7 略